

貸付事業に係る情報の公開

平成27年3月31日現在

貸付資金の名称	貸付事業資金
貸付資金額 (うち、国庫補助金)	70,273百万円 (70,273百万円)
貸付事業の概要	海外漁場の確保等を推進するため、本邦法人等及び本邦法人等の出資にかかる現地法人等又は水産庁長官が指定する国際機関に対する海外漁業協力事業に必要な資金の貸付けを行っています。
貸付事業の目標	海外漁場における我が国漁船の漁業活動の維持を図ることを目標としています。
終了予定時期	当財団は、我が国海外漁場の確保を目的として、基金による貸付事業及び技術協力事業を実施しています。入漁については、協議等を通じ相手国政府によって、期間、隻数、漁獲量等の条件が決められており、仮に、これらの事業が廃止されることとされた場合、海外漁場の確保に悪影響を与えるおそれがあるため、当該事業については終期を設定していません。
貸付を希望する場合の申請方法、申請期限、審査体制及び審査基準	貸付けを希望する場合は、随時相談を受け付けておりますので、融資部審査課までご連絡下さい。 融資部審査課は、当財団の「貸付規程」及び「貸付ガイドライン」に沿って審査を行います。